

事業認定の概要

1 土地収用制度

憲法第 29 条は、「財産権は、これを侵してはならない」と規定し、私有財産制度を保障しています。

しかし、一方で、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とも規定しています。

この規定を受けて制定されたのが土地収用法であり、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」ことを目的として、土地などを収用または使用するための手続や補償の内容などについて規定しています。

公共事業のために土地を取得する場合、通常はその事業の施行者が土地の所有者と話し合い、契約を結んでその土地を取得することになります。

しかし、補償金額などで折り合いがつかなくなったり、土地の所有権について争いがあったりして、話し合いにより土地を取得することができない場合があります。

このような場合に、公共事業の施行者が土地収用法の手続をとることにより土地を取得できる制度を「土地収用制度」といいます。

日本国憲法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 (略)

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

土地収用法

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

土地収用制度には、主に「事業認定」と「収用裁決」の 2 つの手続がありますが、ここでは**事業認定**手続の目的等について、以下のとおり説明します。

2 事業認定

(1) 事業認定の概要

土地収用法における事業認定は、国土交通大臣または都道府県知事が、起業者の施行する事業について、土地を収用または使用するに値する公益性があると認めて、起業者に収用権を与える処分をいいます。

起業者が裁決申請をするためには、あらかじめ事業認定を受けている必要があります。

なお、都市計画事業の場合には、事業認可または承認を受けていれば、事業認定を受けたものと同じく扱われます。

事業認定の告示によって、収用等の対象となる起業地の範囲が確定し、以後は、この起業地について収用手続きが進められることとなります。

土地所有者または土地に関して権利を有する関係人（抵当権者などの一定の関係人は除きます。以下、総称して「土地所有者等」ということにします）は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し裁決申請をすべきことを請求することができます。

また、土地所有者等は、起業者に対し、土地または土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを請求することができます。

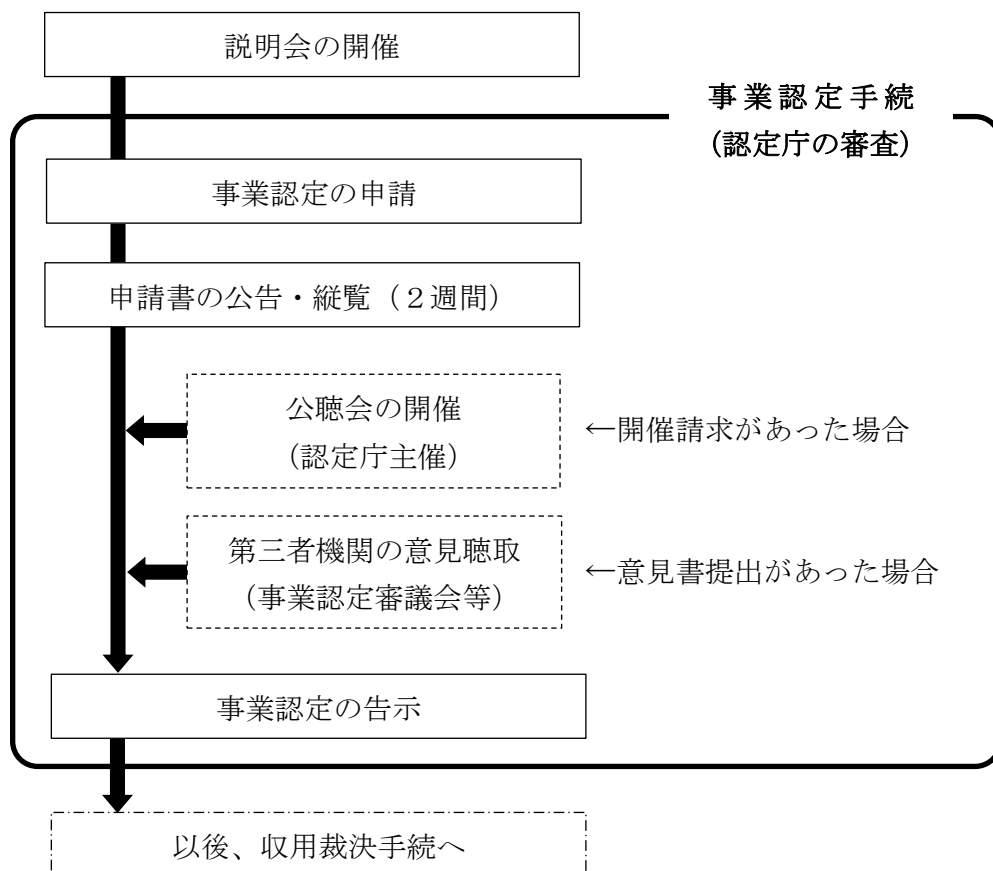
事業の認定は、告示の日から一定の期間を経過すると失効します。

手続きの目的や効果等は、下表のとおりです。詳しい内容については、次のページ以降で紹介します。

事業認定手続	
事業認定庁が、申請事業が土地を収用するに値する <u>公益性を有することを認定。</u>	
目 的	公共のための事業か
手 続	事業認定手続
対 象	公共事業
処分庁	事業認定庁（国土交通大臣（本省、各地方整備局）、知事）
処 分	事業認定
効 果	収用権の付与

(2) 手続の流れ

事業認定は次の流れで行われます。



3 事業認定の機関

申請事業	事業認定庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の事業 ・ (独法) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独法) 水資源機構、(独法) 国立病院機構、(独法) 都市再生機構、成田国際空港(株)、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)又は日本郵便(株)の事業 ・ 起業地が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる民間事業 	国土交通大臣 (本省)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の事業 ・ 地方整備局の管轄区域を超えないが、都道府県域を超える民間事業 	国土交通大臣 (地方整備局等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の事業 ・ 都道府県域を超えない民間事業 	都道府県知事

4 事業認定の主な効果

(1) 裁決申請（起業者）

起業者は、事業認定の告示があった日から1年以内に限り、収用又は使用する土地等に所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができます。

(2) 裁決申請の請求（土地の権利者）

事業認定の告示があった後は、土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（質権者、抵当権者等を除く。）は、いつでも起業者に対して収用委員会に裁決申請すべきことを請求することができます。

5 租税特別措置法上の取扱い

租税特別措置法上、事業認定を受けた事業については、買取に係る譲渡所得について、特例が適用になります（いわゆる 5,000 万円特別控除）。

6 お問い合わせ先

福島県 土木部 土木総務課 用地室

電話：024-521-7464

メール：youchi@pref.fukushima.lg.jp